

桂坂保健協議会会則

【名称・事務所】

第1条 本会は、「桂坂保健協議会」と称し、その事務所は本会長宅に置く。

【組織】

第2条 本会は、役員及び委員をもって構成する。

【目的】

第3条 本会は、地域内における公衆衛生の向上及び普及徹底を図り、併せて市の行う公衆衛生事業の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 本会は、桂坂献血会の業務を兼務する。

【事業】

第4条 本会は、その目的達成のため西京保健協議会連合会・西京献血推進実行委員会との連携を蜜にし、桂坂自治連合会並びに学区内各自治会と協調して、下記の事業を行う。

- (1) 地域住民の公衆衛生思想の普及並びに生活衛生の向上を図ること。
- (2) 各種保健事業等、市の行う公衆衛生業務に関し協力すること。
- (3) その他公衆衛生に関し必要な事業
- (4) 桂坂献血会の業務に関すること。

【役員・委員】

第5条 本会に、次の役員及び委員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
会 計	1 名
監査役	2 名
委 員	1 6 名

【役員・委員の選出及び任期】

第6条 役員は、桂坂学区自治会員の中から総会において選出し、その任期は2年とする。

ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充したときの役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、各自治会長がその任に当たるものとし、任期は1年とする。

【役員・委員の任務】

第7条 役員及び委員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表して事業を推進する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 会 計 本会の財務を担当し、適正な会計処理を行う。
- (4) 監査役 本会の会計及び運営全般を監査する。
- (5) 委 員 各自治会の保健担当と共に事業の推進に当たる。

【総 会】

第8条 総会は、本会の最高議決機関として役員及び委員で構成し、会長が召集し会長が議長を務める。

- 2 総会は年1回、原則として4月に開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 議決は、出席者の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会の議決承認を必要とする事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項

【会計年度】

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終了する。

【附則】

- 1 本会則は、平成15年3月1日から施行する。
- 2 一部会則を改定し、平成16年4月18日より施行する。
- 3 一部会則を改定し、平成17年4月17日より施行する。
- 4 一部会則を改定し、平成20年4月20日より施行する。
- 5 一部会則を改定し、平成27年4月19日より施行する。